

# 令和7年度第4回富山地方最低賃金審議会

## 会 議 次 第

令和7年8月18日（月）  
富山労働総合庁舎5階大会議室

開 会

議 事

- 1 富山県最低賃金専門部会報告について
- 2 富山県最低賃金の改正決定について（答申）
- 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- 4 令和7年度の特別小委員会の運営について
- 5 その他

閉 会

- 資料 No.1 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）
- No.2 令和7年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解（写）
- No.3 令和7年度特定最低賃金改正決定申出一覧
- No.4 令和7年度特定最低賃金改正決定申出書（写）
- No.5 第57期富山地方最低賃金審議会特別小委員会委員名簿  
令和7年度第1回特別小委員会オブザーバー名簿（案）
- No.6 第57期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

富最賃専第4号  
令和7年8月18日富山地方最低賃金審議会  
会長 柳原 佐智子 殿富山地方最低賃金審議会  
富山県最低賃金専門部会  
部会長 両角 良子

## 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月15日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和7年8月4日付け中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額948円）は令和5年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員	◎両角 良子	○柳原 佐智子	吉田 洋
労働者代表委員	石田 康博	大森 仁	黒川 智之
使用者代表委員	寺山 収	広上 利晴	野中 康夫

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

## 別 紙 1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

富山県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,062 円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

法定どおり

## 別紙 2

### 富山県最低賃金と生活保護との比較について

#### 1 最低賃金

- (1) 件名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 948円
- (3) 発効日 令和5年10月1日

#### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,378円）

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

$$948\text{円（富山県最低賃金）} \times 173.8\text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807\text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 132,963\text{円}$$

※ 令和7年7月22日開催の中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配布資料で示された比率。

令和7年8月18日

令和7年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解

富山県最低賃金専門部会は、富山地方最低賃金審議会から付託された令和7年度富山県最低賃金の改正決定の審議に当たって県下の経済雇用状況、賃金調査の結果、労使各委員の意見等を総合的に勘案しながら、最低賃金法第9条第2項に規定されたいわゆる3要素を考慮した議論を慎重に重ねたが、公労使一致した結論に至らなかった。

このため、令和7年度富山県最低賃金の改正決定について、令和7年8月4日付け中央最低賃金審議会の答申を参酌することに加え、前述の事情を総合的に勘案し、当専門部会の公益代表委員による見解を下記のとおり取りまとめた。

記

1 令和7年度富山県最低賃金額については、時間額を64円引き上げて1,062円とする。

2 以上の結論に至った理由は以下のとおりである。

(1) これまで重ねてきた審議において、賃金の低廉な労働者に対する物価の影響を十分考慮すべきであること、企業規模に関わらず賃上げの動きが広がっていることの2点については、公労使で認識が一致していた。その背景として最低賃金法第9条第2項に規定されるいわゆる3要素に関連する以下のデータがあげられる。

ア 労働者の生計費について

富山市の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は、前回富山県最低賃金が改正された令和6年10月から今年6月までの期間で見た場合は平均3.6%の上昇となっており、前年同期の平均3.8%から引き続き高い水準となっている。

富山市の消費者物価指数の10大費目のうち生活に必要不可欠な食料、光熱・水道に着目すると、食料については令和6年10月から今年6月までの期間で見た場合は平均6.0%であり、同様に光熱・水道については平均6.4%といずれも高い上昇率となっている。特に食料については、令和6年10月において対前年同月比が2.4%、同年11月が4.2%、同年12月が5.1%、今年1月が7.0%と急上昇し、それ以降も直近の6月まで6.3%か

ら 7.5%の幅において高水準で推移している。とりわけ米など穀類物価指数は令和 6 年 10 月から今年 6 月までの期間で見た場合は平均 14.9%の上昇となっている(\*1)。

また、家計調査によれば、令和 6 年の富山市の勤労者世帯におけるエンゲル係数は 27.4%と、前年 25.8%から増加し、全国の県庁所在地では 15 番目に高くなっている(\*2)。

関連して日本銀行による生活意識に関するアンケート調査によれば、1 年前と対比した現在の暮らし向き D. I. (「ゆとりが出てきた」から「ゆとりがなくなってきた」を引いた値)は令和 6 年 6 月のマイナス 52.1 から今年 6 月はマイナス 57.2 と悪化した(\*3)。同じく、日本銀行が発表した経済・物価情勢の展望によれば、消費者物価指数(生鮮食品を除く)は令和 7 年度で 2.0%~2.3%、令和 8 年度で 1.6%~1.8%上昇の見通しとなっている(\*4)。

#### イ 労働者の賃金について

富山県内の春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合富山による集計結果(6 月 18 日現在)では 5.23%と昨年(4.96%)を上回った。また、富山県経営者協会による集計結果(6 月 6 日最終集計)では 4.83%と昨年(4.39%)を上回った(\*5)。

賃金改定状況調査結果では、第 4 表①②における B ランクの賃金上昇率は 2.9%と、昨年度の結果(2.4%)を上回り、さらに継続労働者に限定した第 4 表③における B ランクの賃金上昇率は 3.4%と、これも昨年の結果(2.9%)を上回っている(\*6)。

毎月勤労統計調査では、富山県の規模 5 人以上の事業所におけるきまって支給する給与の前年同月比は、令和 6 年 10 月以降、名目で 0.9%から 4.1%の幅で推移しているものの、実質ではマイナス 3.1%からプラス 1.5%の幅で推移しており、特に今年 1 月以降はマイナス 3.1%からマイナス 0.7%の幅で 5 か月連続マイナスで推移している(\*7)。

#### ウ 通常の事業の賃金支払能力について

日本銀行金沢支店による北陸短観集計データによれば、富山県の売上高は令和 6 年度全産業計で前年度比 2.6%増加した。また、売上高経常利益率は令和 6 年度全産業計 6.69%であり、令和 5 年度(7.47%)には及ばないものの過去 20 年間で 2 番目の高さであり、直近 20 年の平均利益率 3.93%、同 10 年の 3.76%及び同 5 年の 3.61%をいずれも大きく上回っている(\*8)。

企業における価格転嫁については、企業物価指数を令和 6 年 10 月から今年 6 月(6 月分は速報値)までの期間で見た場合は平均 3.8%の上昇

となる中(\*9)、中小企業庁による価格交渉促進月間(令和7年3月)フォローアップ調査では、「一部でも価格転嫁できた」とする企業は全体の83.1%(令和6年3月調査67.2%)と1年前から大きく改善し、価格転嫁率も52.4%(同46.1%)と改善した。ただし、サプライチェーンの各段階で見ると2次、3次請けと取引階層が深くなるにつれて、価格転嫁率が低くなる傾向にある(\*10)。

日本銀行富山事務所が公表した短観によれば、今年6月調査における業況判断D.I.は富山県全産業で令和5年9月調査以降8期連続「良い」が「悪い」を超えているものの直近の今年3月調査及び同年6月調査の2期連続で悪化している(\*11)。

富山県内の倒産件数を見ると、令和6年の平均倒産件数は月5.8件であったところ、今年はずでに6.6件と昨年を上回る水準で推移している。大手信用調査会社では、北陸全体の動向として、今年上半期の倒産件数は令和6年上半期比で増加ながら、同年下半期に比べて減少に転ずるなど一服した感があるが、市況環境は先行き不透明な状況にあり、決して景気が良好とは言えないとしている。また、人手不足によって営業機会の損失を招いている企業も見受けられ、今後についても倒産件数は一定数が発生すると見ている(\*12)。

- (2) 以上より、今年度は、3要素のデータを総合的に勘案しつつ、生計費に関し消費者物価の上昇が続いていることに着目した。その上で消費支出に占める食料費の割合が27.4%に達していること、食料及び光熱・水道に係る消費者物価指数の上昇率がそれぞれ平均6.0%、6.4%と高値であることに特に着目した。

内閣府によると、物価上昇において、食料とエネルギーの価格上昇による家計負担の増加額が収入に占める割合は、所得水準が低いほど大きいとされており(\*13)、最低賃金近傍で働く労働者の生活は特に苦しくなっているものと考えられる。

また、この先も物価上昇が見込まれること、賃上げの流れが続いていることなどに併せて、食料に係る消費者物価指数の上昇率は前回富山県最低賃金が改正された令和6年10月の賃金が支払われる11月から今年6月までの期間で見た場合は平均6.4%の上昇となっており(\*1)、前記1で示した額が適当であると考えた。

- 3 賃金支払能力に関連する経済指標を見ると厳しい状況に置かれた企業があることは事実であり、特に中小企業・小規模事業者に対する支援策についての要望を国に示す。とりわけ生産性向上の支援や取引価格の適正化・価格転嫁の支援など賃金引上げに向けた環境整備が重要なポイントであることは公

労使共通の認識であるため、以下の点を強く求める。

- (1) 企業物価指数が高止まりする中、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させることは経済の好循環の実現のために必要であり、その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であることから、独占禁止法・下請法の執行強化はもとより、関係省庁の連携強化のもと、官公需における価格転嫁・取引適正化の徹底、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・指導を行うこと。
- (2) また、生産性向上の支援として、事業場内最低賃金を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される「業務改善助成金」について、さらに中小企業・小規模事業者が活用できるよう積極的に利活用の促進・支援を図ること。  
併せて、非正規雇用労働者の処遇改善を支援するキャリアアップ助成金等企業のニーズに応じた賃金引き上げに向けた各種助成金についても利活用の促進・支援を図ること。
- (3) 加えて、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改定版(\*14)のⅡ 5 に記載された「交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しする」などの施策の具体的内容を早急に示すこと。

(参照した資料)

- \*1 富山市消費者物価指数(第3回本審参考資料)
- \*2 家計調査(総務省)
- \*3 生活意識に関するアンケート調査(日本銀行)
- \*4 経済・物価情勢の展望(2025年4月)(日本銀行)
- \*5 令和7年春季賃上げ妥結等状況(富山県)(第3回本審資料)
- \*6 令和7年度賃金改定状況調査 第4表(厚生労働省)(第3回本審資料)
- \*7 毎月勤労統計調査(厚生労働省)
- \*8 北陸短観(県別集計データ)(日本銀行金沢支店)
- \*9 企業物価指数(日本銀行)
- \*10 価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果(中小企業庁)
- \*11 短観(2025年6月調査)の結果(富山県分)(日本銀行富山事務所)
- \*12 TSR 情報・北陸版(東京商工リサーチ)
- \*13 2022年 第5回物価・賃金・生活総合対策本部 物価の動向について(内閣府)
- \*14 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改定版(令和7年6月13日閣議決定)

## 令和7年度特定最低賃金改正決定申出一覧

No.	最低賃金の件名	申出者	申出日
1	富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	J A M北陸富山県連絡会 会長 宮崎 敏裕	令 7. 7. 11
2	富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	電機連合富山地方協議会 議長 浦島 成友	令 7. 7. 28
3	富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	U A ゼンセン富山県支部 支部長 増田 明朗	令 7. 7. 25

2025年 7月11日

富山労働局長  
小島 悟司 殿

申 出 書

富山市奥田新町8-1  
ゴルフアートとやま内  
JAM北陸富山県連絡会  
会 長 宮崎 敏裕

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正の決定を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹労働者の範囲  
富山県の区域内で、次に掲げるいずれかの産業を営む使用者に使用される労働者  
12,470名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
3. 申出の内容  
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適応労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。  
賃金の最低額に関する労働協約の適応労働者数 5,380名  
富山県における富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業 を営む使用者に使用される労働者は、12,470名 = 43.1%

労働協約上の賃金の最も低い金額 1130円/時間  
現在適用されている法定最低賃金額 1035円/時間



5. 添付書類

- (1) 最低賃金協定の写し
- (2) 申出合意書及び委任状
- (3) 富山県における富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概算

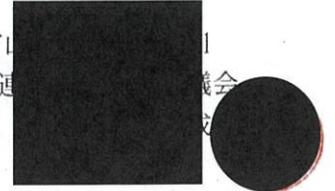
以上

2025年7月28日

富山労働局

局長 小島 悟司 殿

富山  
電機連  
議



## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

富山県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者（196事業所、11,910人）

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上に達していること

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 5,595名

富山県における電子部品・デバイス・電子回路、電機機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者11,910名

労働協約の賃金の最も低い額 = 1,002円/時間

現在適用されている法定最低賃金 = 1,002円/時間

5. 添付書類

(1) 最賃協定書の写し

(2) 申し出を行うことへの合意書および、代表者に委任する書面

(3) 当該地域内の同種の基幹的労働者数、およびそのうち当該最低賃金協定の適用をうける基幹的労働者の概数。各事業所での所定労働時間数及び所定労働日数を記した書面（最低賃金に関する労働協約の締結状況）

(4) 参考資料

・富山県内の最低賃金締結状況

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の締結当事者とその効力が及ぶ範囲者

以上



2025年7月25日

富山労働局長  
小島 悟司 殿

富山県労働局 8-1  
申請組織 U 富山県支部  
申請代表者 支 明

### 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

#### 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
百貨店、総合スーパーマーケット業において、百貨店、総合スーパーマーケット業を営む使用者に使用される労働者1,670名
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名  
富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金
3. 申出の内容  
上記2.の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね1/3以上に達していること。  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数1,324人=79.2%  
>概ね1/3以上。（最も低い）労働協約の金額=1,028円/時間  
現在適用されている法定最低賃金金額=1,003円/時間
5. 添付書類  
①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③富山県における百貨店、総合スーパーマーケット業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数及び所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）



第 57 期富山地方最低賃金審議会  
特別小委員会委員名簿

令和 7 年 6 月 9 日現在

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	柳 原 佐智子	富山大学経済学部 教授
	両 角 良 子	富山大学経済学部 教授
	吉 田 洋	木下法律事務所 弁護士
労働者代表委員	石 田 康 博	日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長
	大 森 仁	電機連合富山地方協議会 事務局長
	黒 川 智 之	JAM北陸 副書記長
使用者代表委員	寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	広 上 利 晴	株式会社広上製作所 代表取締役
	野 中 靖 夫	株式会社神通精機 代表取締役

任期は、令和 9 年 3 月 31 日まで

(敬称略)

令和 7 年度第 1 回特別小委員会  
オブザーバー名簿 (案)

	氏 名	現 職 等
労働者側 オブザーバー	五十嵐 泰 祐	不二越労働組合 中央執行委員長
	大 崎 大 輝	北陸電気工業労働組合 執行委員長
	本 郷 繁	UAゼンセン富山県支部 主任
使用者側 オブザーバー	吉 野 康 裕	株式会社不二越 人事部長
	積 永 敦	北陸電気工業株式会社 執行役員人事部長
	中 俊 之	株式会社大和富山店 業務推進部長

(敬称略)

## 第 57 期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

### (設置及び目的)

第 1 条 富山地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づき、富山地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「特別小委員会」という。）を設置する。

2 特別小委員会は、最低賃金法第 15 条の規定により、特定最低賃金の改正等の申出（意向表明を含む。）があった場合において、関係者の意見調整を行い、実質的に富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）としての方針を決定することを目的とする。

### (構成)

第 2 条 特別小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 3 名で構成する。

2 特別小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

### (委員長等)

第 3 条 特別小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### (会議の招集)

第 4 条 特別小委員会の会議は、委員長が招集する。

### (委員の欠席)

第 5 条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

### (会議の議事)

第 6 条 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない。

2 特別小委員会は、審議に際し必要と認める場合には、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議事項の報告)

第9条 特別小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

(附則)

第1条 この規程は、令和7年5月22日から施行する。